

けんこう通信



被扶養者の資格確認（検認）を行います

ご家族を扶養にいられている皆様へお知らせです。

ご家族が被扶養者としてひかり健康保険組合に加入する為には、健康保険法で定められた認定基準をクリアしなければなりません。

「収入・家族が変動した」などの理由で被扶養者の資格を失っているにも拘らず、資格喪失の手続きをしないままとなっているケースが見受けられますので現在の状況を確認させていただきます。

調査票について

本日以降人事担当者宛に発送開始

提出期限

令和 2年8月28日（金）まで

今回対象でない被扶養者

- 令和 2年5月1日以降認定の被扶養者
- 平成 14年4月1日以降に生まれた被扶養者（高校生以下）
- 健康保険組合が事前に確認対象外と認めた方

※調査票を期限内にご提出頂けない場合は、被扶養者資格停止の承諾をいただいたものとし、資格停止の処理を行います。くれぐれも提出漏れの無いようお願いします。



けんこう通信

ご家庭のパソコンへ、保健事業に関するお便りを配信しております。

ご希望の方は、メールアドレスを添えて、[当組合](#)までお気軽にメールください。

ひかり健康保険組合

〒171-0013 東京都豊島区東池袋 4-6-10 ルナ大住ビル 3F

☎03-5951-7422 📠03-5951-9663

2020/7/31